

福岡県医発第 2048 号（総）

平成 18 年 2 月 17 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



平成 1 7 年度血液製剤使用実態調査への協力依頼について

標記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がまいりました。

本調査は、血液製剤の安定供給を確保するため、より効果的な適正使用推進方策を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、精神病院を除く全国の病院を対象に実施されるものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査はすでに開始されており、回答締切りが3月10日となっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

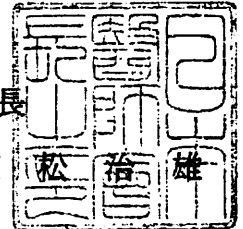
担当理事 永田正和

平成18年2月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植



平成17年度血液製剤使用実態調査への協力依頼について

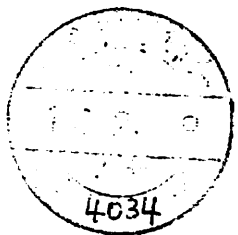
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬食品局長より本会宛に、標記調査への協力方依頼がありました。

我が国の血液事業は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づいて実施されているところでありますが、「血液製剤の適正な使用に努める」ことが医療関係者の責務とされており、平成17年2月4日付(地Ⅰ210)「血液製剤の平均的使用量について」、同年9月20日付日医発第512号(地Ⅰ105)「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の改定について」の文書をもって、医療機関等への周知を行ってきたところであります。

本件は、上記のような背景を踏まえ、より効果的な適正使用推進方策を検討するための基礎資料を得ることを目的として、今般全国の20床以上の医療機関(精神病院を除く)を対象に、血液製剤使用実態調査(別添参照)を実施するとのこととなります。

つきましては、貴会におかれましても本調査の趣旨にご理解を賜りますとともに、貴会管下会員等への周知方につきましてご高配の程よろしくお願い申し上げます。



薬食発第 0206001 号

平成 18 年 2 月 6 日

(社)日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



平成 17 年度血液製剤使用実態調査への協力依頼について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

我が国の血液事業は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、血液製剤の安全性の向上及び血漿分画製剤を含むすべての血液製剤を国内献血により確保するという国内自給の目標達成とともに、善意の献血により得られた血液を原料とする血液製剤の適正使用の推進に向けて事業の展開を図っているところであります。

こうした背景のもと、より効果的な適正使用推進方策を検討するための基礎資料を得ることを目的として、今般、全国の 20 床以上の医療機関（精神病院を除く）を対象に血液製剤使用実態調査を実施することと致しました。

つきましては、御多用中、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨に御理解を賜り、何とぞ御協力下さいますようお願い申し上げます。

平成18年2月8日

各位

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長

平成17年度血液製剤使用実態調査への協力依頼について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

我が国の血液事業は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(以下、「血液法」。)に基づき、血液製剤の安全性の向上及び血漿分画製剤を含むすべての血液製剤を国内献血により確保するという国内自給の目標達成とともに、善意の献血によって得られた血液を原料とする血液製剤の適正使用の推進に向けて事業の展開を図っているところです。また、血液法においては「血液製剤の適正な使用に努める」ことが医療関係者の責務とされているところであります。

一方、例えば、アルブミンを例にとりますと、国内自給率は現在、約50%にとどまっていることや、諸外国と比べると人口当たりの使用量が多く、医療関係者の御理解を得ながら、更に適正使用の取組を推進していくこととしております。

具体的には、厚生労働省として、平成16年7月に策定された「輸血医療の安全性確保のための総合対策」を踏まえ、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の改定を行うとともに、都道府県に対しても、医療機関に対する血液製剤の適正使用推進に係る具体的取組に係る情報の提示を依頼したところです。

更に、医療機関の病床規模別、機能別の血液製剤の平均的使用量を示すため、平成15年度の「我が国における血液製剤の平均的使用量に関する研究」の結果について、薬事・食品衛生審議会血液事業部会適正使用調査会で検討し、平成16年12月には都道府県を介して全国の医療機関に対して、血液製剤の平均的使用量を通知しました。

このような経緯を踏まえ、この度、主要な血液製剤について、具体的に、今日における病態別・術式別の使用実態等を把握し、より効果的な適正使用の推進方策を検討するための基礎資料を得ることを目的として、全国の20床以上の医療機関(精神病院を除く。)を対象に実態調査を実施することといたしました。

つきましては、御多忙中、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨に御理解を賜り、同封の調査票への記入について御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、御回答(調査票)につきましては、平成18年3月10日(金)必着として当職あて送付いただきますよう併せてお願いいたします。

また、調査結果につきましては、後日、送付させて頂く予定ですので、適正使用に対する取組のために御活用頂ければ幸いと存じます。

今後とも、血液事業の推進に御理解と御協力頂きますようお願い申し上げます。

敬具

(照会先) 厚生労働省医薬食品局血液対策課 岡村

TEL 03(5253)-1111 内線: 2917

E-mail: okamura-shinichi@mhlw.go.jp